

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会 の設置について（案）

1. 目的

顔識別機能付きカメラの高性能化及び低価格化に伴い、事業者が容易に、犯罪予防や安全確保のために、顔識別機能付きカメラを利用することが可能となっている。

顔識別システムは、カメラ画角内に特定の人物が存在しているか瞬時に自動で把握できることから、犯罪予防の観点からは有効なシステムである。他方、遠隔で個人を識別することが可能であるという技術的特性上、その運用次第では、受忍限度を超える個人のプライバシー侵害等を生じさせるリスクをはらむ。

このような犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の利用については、我が国においては未だ社会的なコンセンサスが形成されておらず、また海外においても、適切な利用の在り方が模索されている状況にある。

当委員会としては、これまでも、顔識別機能付きカメラ利用に係る一定の考え方を示しているところではあるが、上記のような内外の動向も踏まえ、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について、有識者に個人情報保護法上の観点含め多面的にご議論いただき、包括的に整理を行うこととする。

2. 検討内容

- ・顔識別システムの利用が有効かつ必要であると考えられる場面
- ・個人情報保護法に基づいて求められる対応
- ・事業者の自主的取組として推奨される対応
- ・その他推奨される取組（認定個人情報保護団体制度の活用等）

3. 検討会構成員

別紙参照。

4. スケジュール（予定）

令和4年1月に第1回会合を開催。同年夏頃に中間取りまとめ。

（以上）

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会
構成員名簿

【構成員（五十音順）】

生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
遠藤 史啓	神奈川大学法学部准教授
菊池 浩明	明治大学総合数理学部専任教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
星 周一郎	東京都立大学法学部教授
森 亮二	英知法律事務所弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

【オブザーバー】

警察庁
総務省
法務省
経済産業省
国土交通省